

岩 手 県 特 別 職 報 酬 等 審 議 会 次 第

日 時 令和7年11月12日(水)

午前10時

場 所 県庁12階特別会議室

1 開 会

2 挨拶

3 会 長 選 出

4 会 長 職 務 代 理 者 の 指 名

5 審 議

6 閉 会

岩手県特別職報酬等審議会委員

伊 藤 裕 一

小 川 智

小 山 田 浩 之

川 村 公 司

館 澤 敏 子

千 葉 慎 也

中 崎 和 久

本 間 博

山 口 研 介

谷 村 邦 久

(五十音順)

岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）抜粋

（設置及び所掌）

第2条 別表第1から別表第10までの所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせるため、執行機関の附属機関として、これらの表の名称の欄に掲げる機関を置く。

別表第2（第2条、第3条関係）抜粋

総務関係附属機関

名称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任期
2 岩手県特別職報酬等審議会	知事の諮問に応じ、議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額について調査審議すること。	10人	県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの間

（会長等及び副会長等）

第4条 審議会等に、会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、委員の互選とする。

3 会長等は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副会長等を置かない審議会等〔注：特別職報酬等審議会を含む。〕において、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会等は、執行機関が招集する。ただし、平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会及び岩手県政府調達苦情検討委員会は、会長等が招集する。

2 審議会等は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、岩手県財産評価審議会、岩手県特別職報酬等審議会及び県勢功労者顕彰選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会等の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補則）

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、会長等が審議会等に諮って定める。

特別職の職員の報酬・給料改定経過

(単位：円)

適用日 職	平成 元. 10. 1	3. 10. 1	5. 12. 1	7. 10. 1	18. 4. 1	28. 4. 1	令和 6. 10. 1 (現行額)
議長	790,000	860,000	910,000	930,000	890,000	890,000 [※]	910,000
副議長	710,000	770,000	810,000	830,000	800,000	800,000 [※]	820,000
議員	680,000	740,000	780,000	800,000	770,000	770,000 [※]	790,000
知事	1,120,000	1,210,000	1,270,000	1,300,000	1,240,000	1,230,000	1,250,000
副知事	850,000	920,000	970,000	1,000,000	960,000	950,000	970,000

※議長、副議長及び議員の報酬は、平成28年4月は据置きとしたもの。

【参考】 一般職の職員の給与改定率

年 度	国行政職	県行政職
平成28年度	+0.17%	+0.14%
平成29年度	+0.15%	+0.14%
平成30年度	+0.16%	+0.17%
令和元年度	+0.09%	+0.13%
令和2年度	改定なし	改定なし
令和3年度	改定なし	改定なし
令和4年度	+0.23%	+0.29%
令和5年度	+0.96%	+1.10%
令和6年度	+2.76%	+3.11%
令和7年度 [※]	+3.62%	+3.03%

※令和7年度は人事委員会勧告（国は人事院勧告）を完全実施した場合の改定率であること。

東北各県の特別職の報酬・給料月額

【県議会議員】

(単位:円)

職 県	議 長	副議長	議 員	適用年月日
岩手県	910,000	820,000	790,000	R 6.10.1
青森県	910,000	810,000	780,000	H5.12.1
秋田県	910,000	810,000	780,000	H5.4.1
宮城県	1,040,000	930,000	860,000	R 7.4.1
山形県	904,000	807,000	778,000	H31.4.1
福島県	1,010,000	900,000	830,000	H7.10.1

【知事、副知事】

(単位:円)

職 県	知 事	副知事	適用年月日
岩手県	1,250,000	970,000	R 6.10.1
青森県	1,260,000	970,000	H30.4.1
秋田県	1,210,000	930,000	H18.7.1
宮城県	1,340,000	1,040,000	R 7.4.1
山形県	1,240,000	954,000	H31.4.1
福島県	1,320,000	1,030,000	H7.10.1

国家公務員の特別職の給与改定経過

(単位：円)

	R5.4.1	R6.4.1	対 R5.4.1 増減率
内閣総理大臣	2,016,000	2,038,000	+1.1%
国務大臣	1,470,000	1,486,000	+1.1%
副大臣	1,410,000	1,426,000	+1.1%
大臣政務官	1,203,000	1,216,000	+1.1%

備考 令和7年の給与改定については、改定の有無も含め現時点で不明。

国家公務員の指定職の給与改定経過

(単位：円)

	R6.4.1	R7.4.1	対 R6.4.1 増減率
各省事務次官	1,191,000	1,224,000	+2.8%
各省審議官	1,049,000	1,078,000	+2.8%
各省局長	908,000	933,000	+2.8%

備考 令和7年の給与改定については、人事院勧告を完全実施した場合の内容であること。

特別職の職員の報酬・給料改定試案

職	現行 報酬・給料月額	改定 報酬・給料月額 (案)	改定額	改定率	<参考> 改定(案)のとおり 改定した場合の 順位(東北)
議長	910,000 円	940,000 円	+30,000 円	+3.3%	3位
副議長	820,000 円	850,000 円	+30,000 円	+3.7%	3位
議員	790,000 円	820,000 円	+30,000 円	+3.8%	3位
知事	1,250,000 円	1,290,000 円	+40,000 円	+3.2%	3位
副知事	970,000 円	1,000,000 円	+30,000 円	+3.1%	3位

※ 改定額は、これまでの例に倣い「万円未満切り上げ」のため、それぞれの改定率は同率とはならないものである。

【試算の算出方法】

特別職の報酬・給料月額は、これまで一般職の給与改定率を基に改定してきたことから、これまでの例に倣い、現在の報酬・給料月額に、前回改定以降の一般職の幹部職員の給与改定率（今回は令和7年度の給与改定率）2.93%を乗じて得た額の万円未満の端数を切り上げたものである。

[算定例（知事の場合）]

$$\begin{array}{l}
 \text{(現行給料月額)} \quad \text{(令和7年度改定率)} \\
 1,250,000 \text{ 円} \quad \times \quad 1.0293 \text{ (+2.93\%)} \quad = \quad \underline{1,286,625 \text{ 円}} \Rightarrow \underline{1,290,000 \text{ 円}}
 \end{array}$$

近年の一般職の幹部職員の給与改定率

	給与改定率	備考
平成28年度	+0.07%	令和6年度の改定に 反映済
平成29年度	+0.07%	
平成30年度	+0.07%	
令和元年度	改定なし	
令和2年度	改定なし	
令和3年度	改定なし	
令和4年度	改定なし	
令和5年度	+0.26%	
令和6年度	+1.07%	
令和7年度	+2.93%	